

クローズ アップ

旭川建設業協会100周年

— 地域と共に —

一般社団法人 旭川建設業協会
会 長 川 島 崇 則

旭川建設業協会は今年、100周年の大きな節目を迎えました。大雪の山並みと幾筋もの川に囲まれた上川地方の開発が本格化した1915年、当協会は産声を上げました。以後、私たちの諸先輩は「より



現第10代会長の川島崇則

良き郷土をつくる」という使命感で、苦難を乗り越え、実り豊かな大地や、快適で安心な生活のできる都市基盤を築いてきました。社会基盤整備に携わるものとして、先人たち一人ひとりの功績と、彼らが創り上げてきた上川発展の歴史を誇りに思います。私たちは「地域・住民のため」「業界のため」「会員のため」を活動の3本柱に、これからも突き進んでいきます。

第1次世界大戦勃発の翌年、中谷国太郎と酒井治三郎、西村玉吉、辻広駒吉らを世話人に「旭川請負人組合」が発足しました。初代組合長には中谷が就き、現在の旭川建設業協会の礎が築かれます。

その後、旭川土木建築請負業組合に名称を変えるとともに、1949年の建設業法施行で「旭川建

設業協会」に改称します。現在の「旭川建協、が名実ともに誕生したのです。

1950年代は戦後復興から都市発展に移り変わる頃で、丸井今井デパート旭川支店の全館新築や旭川市役所庁舎の改築など、市内も活気に満ちあふれました。その後、1960年代から70年代にかけては道路事業が需要の柱で、国道39号や金星橋、両神橋などが相次ぎ整備されました。



旭川建設業会館の全景

1962年の秋、「旭川建設業協会二世会」が発足します。事業承継に関する情報共有はもちろん、地域密着の建設業協会を旭川内外の方々に知ってもらうための組織。サンタクロースに装って旭川育児院を慰問したり、旭川工業高校の生徒に奨学金を送るなど、さまざまな角度から地域を見つめ、その取り組みは現在も受け継がれています。

1983年、協会発足70周年記念事業として旭川建設業会館が完成します。RC造、4階建て、塔屋2階、延べ1718平方メートル。現在も管内建設業の安全衛生管理や技能講習、担い手育成の拠点として広く使われています。

旭川建設業会館では、建設業の神としての「聖徳太子像」の画が飾られています。太子は墨壺や墨縄、曲り金を発明しながら精密な設計方法を編み出し、四天王寺から大和へ通じる大道、堺から八木に通じる竹之内街道など、建築や土木に大きな功績を残しました。当協会では修復を施しつつ、今も大事に所蔵しております。



建設業の神とされる
「聖徳太子像」

いわゆる“バブル景気”の1986年以降は、市内でもランドマークとなる構造物が多数作られました。旭川大雪アリーナやツインハープ橋、旭川グランドホテルなどは、この頃に完成します。

1990年、協会内に構造改善対策特別委員会を設けました。入職促進やイメージアップなどが目的。旭川市の開基100年に併せて企画した「21世紀のまちづくり展」には期間中、約3000人の市民が来場し、成果を上げました。

20世紀末から21世紀の初頭にかけて、北海道の公共事業と建設業界は極めて厳しい局面を迎えました。追い打ちは北海道拓殖銀行の破綻で、北海道は厳冬の時代に入りました。

2008年には、道北最大手のゼネコンが倒産しました。地元経済への影響を最小限に抑えるため、当協会は上川支庁や旭川市ら行政機関などと連携し、元従業員の受け入れなどに善処を尽くしました。その後も小泉内閣や民主党政権下での「コンクリートから人へ」など、厳しい業界環境は続きます。

2011年3月11日に発生した東日本大震災では、被災地支援に力を注ぎました。7月には被災地の子どもを元気づけようと、岩手県の大槌と野田両小学校の児童や保護者ら60人を招待。旭山動物園や富良野などを一緒に巡りました。



被災地支援として岩手県大槌小学校の児童を招待

東日本大震災は、地域のインフラや産業の役割を見直すきっかけにもなりました。当協会では2012年12月、総務企画委員会が「戦略ビジョ

ンー地域と共に」を編集・発刊。地域の発展や安心・安全の確保には建設業が不可欠で、その健全な発展こそが地域の活性化や再生につながるというメッセージを発信しています。

台風やゲリラ豪雨など、近年は自然災害が目立っています。地域における建設業者の役割は、災害が発生するたびに昼夜を問わず復旧作業にあたり住民の安心と安全の回復に努めることです。



災害復旧作業の様子

冬の市民生活を支えるのも私たちの大切な仕事です。国道や道道、市道の除排雪作業はもちろん、協会では関係機関と連携し毎年、旭川市内1条通から5条通の中央地区流雪溝で投雪ボランティアに取り組んでいます。1997年から取り組み、昨年で18回目を数えました。



投雪ボランティアの様子

人材の確保や育成は、建設業界でも課題になっております。協会では、建設業の魅力を肌で感じてもらうと、これまで管内の高校生を対象に現場見学会を開いてきました。2000年度以降、実施回数は30回を超え、延べ1200人以上の生徒に参加してもらいました。

担い手を安定して確保するには、新たな市場を開拓することも大事な仕事です。協会ではロシア・サハリン州やモンゴルなど、海外での土木・建築技術のビジネスマッチングも模索しております。モンゴルは、旭川市が2010年に国際協力機構（JICA）の都市開発実施能力向上プログラムに参加したことがきっかけです。本年も協会幹部が西川将人市長と共にウランバートル市へ渡り、道路工事の品質向上に向けて技術協力する覚書を交わしました。

地域と共に生き、人々の生活や産業を支えてきた旭川建設業協会は、次の世紀に向かって歩み出しています。業界を取り巻く環境は依然厳しいですが、先人が築き上げてきた誇りを脈々と引き継ぎ、新たな歴史を刻むよう、次の担い手を大切に育みたく思います。

この大きな節目を迎えるにあたり、関係する皆様の当協会に対するご指導、ご助力に厚く感謝の言葉を申し上げますとともに、今後とも変わらぬ、ご鞭撻を賜りますことをお願い申し上げます。

旭川中税務署 新任幹部紹介



旭川中税務署 署長
岡部 静明 氏

(前任地:東京局
課税第二部統括国税実査官)

■出身地/雨竜郡雨竜町

■趣味・特技等

少年野球のコーチ、ウォーキング、読書

■着任に当たっての抱負

札幌局は37年ぶり、旭川は初めての勤務となります。

先日「烈夏七夕まつり」に参加させていただきましたが、川島会長をはじめ会員の皆様方の、税の啓発活動に対する熱心な取り組み姿勢に、大変感動しました。

これからも、皆様のお力添えをいただきながら、私どもの使命である「適正・公平な課税と徴収」の実現を果たしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

旭川中税務署
法人課税第1部門統括国税調査官

岡田 稔 氏

(前任:札幌局 課税第一部課税総括課連絡調整官)

■出身地/札幌市

■趣味・特技等

今は特にありません。

■着任に当たっての抱負

旭川での勤務は初めてとなります。

「烈夏七夕祭り」や各種の会合に参加させていただき、とても活発な法人会ということを実感しております。

今後とも引き続き、良好な関係を続けていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

旭川中税務署
審理専門官(法人課税担当)付上席国税調査官

折野 豊 氏

(前任地:帯広署 法人課税第5部門上席国税調査官)

■出身地/深川市

■趣味・特技等

野球観戦(子供の少年野球チーム)、フットサル

■着任に当たっての抱負

法人会活動や皆様の窓口として、少しでもお役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。



旭川中税務署 副署長
佐藤 康幸 氏

(前任地:札幌局
課税第二部 酒類業調整官)

■出身地/函館市

■趣味・特技等

野球観戦等(高校野球・日ハム)

■着任に当たっての抱負

旭川の勤務は17年振り2回目となります。前回勤務時には、凜とした空気の中、初冬の大雪連峰の美しさがとても印象に残っており、この美しい街旭川で再び勤務できることを大変嬉しく思っております。

引き続き、活発な活動をされている皆様のお力添えを賜り、税務行政に対する理解と信頼を得るよう努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

旭川中税務署 税務広報広聴官

工藤 正志 氏

(前任地:札幌中署 特別国税調査官(開発調査)連絡調整官)

■出身地/函館市

■趣味・特技等

子供の少年野球チームの指導(野球経験はありませんが)、スキー

■着任に当たっての抱負

初めての旭川勤務となります。

広報事務に従事するのは初めてであり、法人会の皆様方には「租税教室の開催」・「税を考える週間」等で大変お世話になると思っておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

年末調整等説明会のお知らせ

説明会にご出席の際は、税務署から事前に郵送した関係書類をご持参ください

旭川市

開催日/平成27年11月26日(木)

時間/10時~12時(受付開始 9時30分)

場所/旭川市民文化会館大ホール
(旭川市7条通9丁目)

鷹栖町

開催日/平成27年11月25日(水)

時間/10時~12時(受付開始 9時30分)

場所/プラザ・クロス10 2階大ホール
(鷹栖町南1条1丁目)

詳しくは、旭川中税務署までお問い合わせください

e-Tax 体験談

使ってみたら
こんなに簡単・便利



訪問先：(株)日専連旭川
e-Tax操作担当者／(経理課課長) 西塚 琢也氏



Q1 e-Taxはいつ頃から始めましたか？

A 平成19年1月に電子手続開始届を提出しました。
利用開始は平成19年4月で、源泉所得税の納付手続から始めました。

Q2 事前手続(準備)等で手間取ったことはありますか？

A 導入準備作業は前任者が行っており、詳しいことは分かりませんが、初期登録作業などにおける不明な点は税務署の方に相談しながら作業を行ったと聞かれています。
私自身は電子証明書の更新に伴う再登録作業を行いました。特に手間取ったことはありません。

Q3 e-Taxの操作にあたり、
どうやって操作方法を覚えられましたか？

A 前任者より教わりました。

Q4 現在ご利用になっている手続きや、今後ご利用になりたい手続きについて教えてください。

A 法人税・消費税の中間申告書、法定調書、印紙税(書式表示)申告書の提出や源泉所得税の納付手続について、当社で電子申告・納付を行っているほか、法人税や消費税などの確定申告は関与税理士からの代理送信で電子申告を行っています。
機会があれば、納税証明書の請求手続を利用してみたいです。
～納税証明書の請求は、電子署名及び電子証明書の送信が不要で手数料が安価です。また、窓口での待ち時間が短縮でき、とても便利です(代理人による受取には委任状が必要となります)。是非、ご利用ください。

Q5 e-Taxをご利用になって、良かった点、便利だと思った点などはありましたか？

A 税務署や金融機関に足を運ばなくても、申告・納付の手続きができることが非常に便利だと思います。

Q6 逆にe-Taxをご利用になって、悪かった点、改善してほしい点がありましたか？

A 不便なところは特にありません。

Q7 ヘルプデスク(0570-01-5901)は利用されたことはありますか？

A 操作方法などで分からないことがあった時に利用したことがあります。いつも親切に対応していただき、大変助かりました。
～国税庁では、e-Taxの利用開始のための手続き、e-Taxソフト、確定申告書等作成コーナー及びその利用のためのパソコン操作などに関するお問い合わせに電話で対応する専門窓口として、e-Tax作成コーナーヘルプデスクを設置しております。

Q8 最後にまだ利用されていない企業へ一言お願いします。

A 事前準備や操作方法など、最初は手間取ることがあるかもしれませんが、ヘルプデスクに問い合わせると丁寧に教えてくれます。操作方法も慣れてしまえば簡単ですし、税務署や金融機関への移動の手間も省けてとても便利です。皆さんも利用してみてください。

旭川中税務署 人事異動一覧(関係分)

職名	旧(異動前)		新(異動後)	
	氏名	赴任先	氏名	前任地
署長	木村義博	退官	岡部静明	東京局 課税第二部 統括国税実査官
副署長	中山裕之	札幌局 調査査察部 調査第3部門 統括国税調査官	佐藤康幸	札幌局 課税第二部 酒類業調整官
税務広報広聴官	武藤公明	紋別署 個人課税部門 統括国税調査官	工藤正志	札幌中署 特別国税調査官(開発)連絡調整官
法人課税第1部門 統括国税調査官	鹿本 聡	札幌北署 特別国税調査官(法人)	岡田 稔	札幌局 課税第一部 課税総括課 連絡調整官
審理専門官(法人)付	谷口 圭	浦河署 法人課税部門 上席国税調査官	折野 豊	帯広署 法人課税第5部門 上席国税調査官

マイナンバー制度に関する実務セミナーを開催 セミナー2回に600名を超える受講者が殺到…

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として導入されるマイナンバー制度、平成27年10月より個人及び法人に番号が通知され、平成28年1月から具体的な利用が開始されるが、その実務はいまだ周知徹底されておらず試行錯誤の状況にある。当会では旭川東法人会との合同により実務対策セミナーを2回開催したが、両日とも定員を上回る受講者が殺到し熱心にペンを走らせ講義に聴き入った。

7月23日(木)にはロワジールホテル旭川(現アートホテルズ旭川)において、講師に特定社会保険労務士で小島経営労務事務所所長の小島信一氏を招き、マイナンバー制度の基礎知識から会社が講じなければならない安全管理措置、社会保険・税金・給与計算など具体的な実務について講義を行った。9月29日(火)には旭川トーヨーホテルにおいて税務署担当官が講師を務め、マイナンバー制度導入に伴う各種様式の変更点など国税分野に特化した内容の研修を行った。



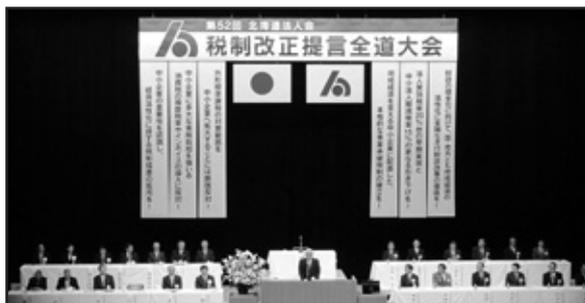
7月23日開催のセミナーの様子



税務署担当官によるセミナーの様子

● 岩見沢にて全道大会開催 ●

9月11日(金)岩見沢市において第52回北海道法人会税制改正提言全道大会が開催され、当会からは27名が参加した。川島会長(道法連副会長)の開会宣言で大会は幕をあげ、税制改正要望事項の実現状況や新たな提言事項の採択などが審議され、国家を支える中小企業の再生や地域経済の活性化に資する行財政改革等が織り込まれた大会決議が宣誓された。その後は記念講演会・懇談会と続き、全道各地の会員と交流を深め有意義に終了した。



開会宣言を述べる川島会長



荒井建設株式会社

取締役社長 荒井保明

〒070-0054 北海道旭川市4条西2丁目 TEL(0166)22-0121 FAX(0166)24-0759

熱気の行列! 烈夏七夕まつり

道北最大の夏イベント「旭川夏まつり」、今年 は単独開催では過去最多の約89万人の人出に 暑さを超える熱気で沸いた3日間となった。

最終日の『烈夏七夕まつり』には納税四団体 として毎年参加しているが、自慢の山車に税の 啓発用の「のぼり」を立て、税の文字をデザインし た揃いの半纏を着用して、楽しみながらも沿道 を埋め尽くした大観衆に税の啓蒙活動を行った。



輝く栄誉!

当会常任理事の千葉新次氏(大地コンサルタ ント株)が、永年にわたり地質調査業に精励し 業界発展に寄与した功績が認められ国土交通大 臣より表彰されました。また、当会副会長の太 田秀明氏(赤川建設興業株)が、旭川市の発展 や街づくりの推進に尽力した功績が認められ市 貢献賞を受賞されました。両氏に対しまして心 よりお祝いを申し上げます。

国土交通大臣表彰

(公社)旭川中法人会常任理事

千葉新次氏(大地コンサルタント株)

旭川市産業貢献賞

(公社)旭川中法人会副会長

太田秀明氏(赤川建設興業株)

お店や会社の広告を封入しませんか?

- ★封入手数料……会員 10,000円(税込)・非会員 15,000円(税込)
- ★配布先……(公社)旭川中・東法人会会員企業約2,300社(親会所属会員のみ)
- ★チラシサイズ…A4サイズ以内(印刷済のものを持ち込んでいただきます)
- ★発送時期……3月・7月・10月・12月などを予定

● 発送までの流れ ●

1. 事前にお申いただき、封入チ ラシの内容等を確認させていた だきます。
2. 発送予定日の1週間前までに印 刷済のチラシを法人会事務局ま でお届け願います。
3. 封入の上、全会員企業宛に発送 いたします。
4. 封入手数料をご請求いたします。

- ・発送時期は1年を通してございますが、その都度異なり ますので法人会事務局までお問い合わせ下さい。
- ・チラシは原則1枚ものいたしますが、パンフレット等 の場合はお問い合わせ願います。(但し追加料金をいただく場合がございます)
- ・封入希望多数の場合は、先着順により1回につき5社ま でとします。
- ・一部の地域のみのお届けは出来ません。
- ・チラシの掲載内容について、次のような記載がある場合 は封入をお断りいたします場合がございます。
 - * 誹謗中傷
 - * 公序良俗に反するもの
 - * 法律上取引が禁止されているもの
 - * その他、封入が適当でないと思われるもの

お問い合わせ

(公社)旭川中・東法人会

〒070-0043

旭川市常盤通1丁目
旭川商工会議所1階
TEL (0166)29-3330
FAX (0166)29-3322

当会ではA4版封筒にて年4～ 5回程度、広報誌や研修会の案 内などを会員へ発送しておりま す。現在、サービス事業として、 会員企業(非会員企業も可)の 皆様のチラシなどを封入する サービスをおこなっております。 難しい手続きはございませんの で、是非ご利用いただけますよ うご案内申し上げます。

株式会社 湯 浅

代表取締役 湯 浅 義 弘

地域のレディースアパレルショップをサポートします

旭川店 / 〒070-8502 旭川市宮下通10丁目左1号 TEL 0166-24-3356 / FAX 0166-23-0200
札幌店 / 〒060-0005 札幌市中央区北5条西11丁目 TEL 011-271-1211 / FAX 011-261-2952
ホテル ロンシャン / 〒060-0055 札幌市中央区南5条東1丁目 TEL 011-561-1131 / FAX 011-561-0006

第25回北海道法人会青年の集い千歳大会

「税の翼」未来へ TAKE OFF ～租税の楔が日本を拓く～を大会テーマに、第25回北海道法人会青年の集いが6月26日(金)千歳市において開催され当会からは16名が参加した。

当日は全道30法人会より350名を超える青年部会員が集結し、青年部会の最重要事業として全国展開している租税教育活動の事例発表などが行われ、全道の青年部会員と情報交換を交えて交流の輪を広げるとともに次代を担う子どもたちに対する租税教育活動の重要性と責務を再確認した。

また、次年度は旭川市において全国青年の集い北海道大会（平成28年9月8日～9日）の開催が決定しており、全国441法人会より2,000名を超える同志をを迎えるにあたり、全道青年部会員の一致団結と協力を呼びかけた。



全国青年の集い北海道大会のPRも行った大会の様子

平成28年度に青年部会の全国大会が旭川市で初めて開催されます。



第30回法人会全国青年の集い 北海道大会 IN ASAHIKAWA

平成28年9月8日(木)～9日(金)

会場：旭川大雪アリーナ・旭川地場産業振興センター・旭川市民文化会館ほか

主催／(公財)全国法人会総連合青年部会連絡協議会
主管／(一社)北海道法人会連合会青年部会連絡協議会
※実質的な執行部は旭川中・東法人会青年部会が担当

Be Ambitious! Do Action!

大会スローガン

【主な内容】

- 9月8日(木)

全法連青連協議会議	旭川グランドホテル3F
租税教育プレゼンテーション	旭川市民文化会館 大ホール
部会長ウェルカムパーティ	旭川グランドホテル3F
 - 9月9日(金)

部会長サミット(円卓会議)	旭川グランドホテル3F
大会式典・記念講演会	旭川大雪アリーナ
懇親会	旭川地場産業振興センター
物産展・飲食(屋台)コーナー	旭川大雪アリーナ及び周辺駐車場等
租税教育活動パネル展示	旭川大雪アリーナ
 - 9月10日(土)

各種エクスカージョン	
------------	--
- ※尚、平成27年度の「第29回法人会全国青年の集い」は、11月20日(金)茨城県水戸市において開催されます。



特定建設業(土木・建築一式)

立山青野建設株式会社

代表取締役 青野 志津子

専務取締役 佐藤 和彦

【本社】旭川市春光台3条3丁目4番25号
電話 53-6901 FAX 52-3155

【本店】上川郡鷹栖町北野西2条1丁目1番15号
電話 87-3450 FAX 87-3502

女性部会税務研修会

8月27日(木)旭川グランドホテルにおいて女性部会税務研修会を開催した。例年税務署の人事異動にあわせて開催している研修会で、講師には新任の岡田統括官・折野上席を招き、マイナンバー制度の概略や税制改正について講義を受けるとともに自己紹介では両氏の人柄を垣間見ることにも出来た。その後の納涼懇談会でも普段なかなか接する機会の少ない税務署幹部との意見交換や交流を深め有意義なひとときとなった。



女性部会税務研修会の様子

全国女性フォーラム

4月16日(木)福岡市において第10回法人会全国女性フォーラム福岡大会が開催され、当会からは廣野部会長ほか幹部4名が参加した。当日は全国441法人会より約1,700名の女性部会員が集い、税に関する絵はがきコンクールをはじめとした租税教育活動の事例報告など女性部会活動の更なる活性化に向けて議論がなされた。また、記念講演会や懇親会を通じて福岡近郊の文化や食などにもふれ見聞を広めるとともに全国各地の女性部会員と交流し充実の大会を終えた。



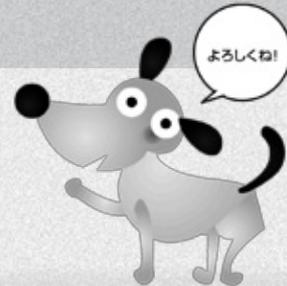
全国女性フォーラム福岡大会の様子

青年部会・女性部会 新入会員募集!!

青年部会・女性部会では、部会を上げて会員増強に取り組んでおります。法人会会員企業の方であれば、経営者・社員どなたでもご入会いただけます。税務署担当官による研修会や各種異業種懇談会・レクリエーションなど活発な活動を展開いたしておりますので、お取引先や同業者等まだご入会されていない企業がございましたら、法人会事務局まで是非ご紹介下さいますようお願いいたします。

連絡先

(公社)旭川中法人会事務局
TEL(0166)29-3330
FAX(0166)29-3322



創業 大正元年
おいしさにご奉仕。

株式会社 **丸由今津**

本社・工場 / 旭川市流通団地1条2丁目31番地12 電話:(0166)40-0005
FAX:(0166)46-1800
旭川西武店 / 旭川市1条通8丁目 旭川西部BF 電話:(0166)22-3888
イオン旭川春光店 / 旭川市春光町10番地 電話:(0166)53-0377
イオン旭川永山店 / 旭川市永山3条12丁目 電話:(0166)47-5278
イオン北見店 / 北見市北進町1丁目1番1号 電話:(0157)69-3331
イオン名寄店 / 名寄市徳田80-1 電話:(01654)9-5137

掲載費など
一切無料!

宣伝効果
間違いなし!

企業・お店のPRに!

法人会クーポン『掲載企業募集中』

掲載に関する内容

会員企業はもとより一般企業（一部制限あり）の方も掲載いただけます。
登録料・手数料は一切かかりません。

- 配布先 / (公社)旭川中・東法人会会員企業約2,700社
- 年間発送予定 / 3月 / 7月 / 10月 / 12月

★当会ホームページに詳細・申込用紙などを掲載しておりますので、是非ご覧ください。
(HP <http://ash-ho.or.jp>)

《掲載イメージ》

表面
会社・店舗名
割引内容・注意事項など

裏面
住所・TEL
地図・会社PRなど

※右記のクーポンチラシ一覧は、A4サイズで配布しております。

法人会クーポン No.00
※このクーポンはコピーしてもご利用いただけます※

法人会クーポン
酒屋『ひがしほうじん』
1,000円以上お買い上げで
【ワイン1本】プレゼント!
有効期限：○年○月末日

法人会クーポン
HIGASI スポーツ
店舗商品10%off
お開き合わせ：月曜～金曜日 9:00～17:00
有効期限：○年○月末日

法人会クーポン
フラクショップ『NAKA』
全品5%引き～!
有効期限：○年○月末日

法人会クーポン
スナック【法じん会】
2時間 飲み放題が...
2,500円!!
有効期限：○年○月末日

企業の税務コンプライアンス向上のために...

自主点検チェックシート・ガイドブックを活用しよう

法人会では、企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、企業における内部統制面や経理面に関する『自主点検チェックシート・ガイドブック』を作成しました。

この取り組みは、経営者の皆様がチェックシートを活用し、企業自らが自主点検することを通じて、税務コンプライアンスを向上させ、自社の成長を目指し、ひいては税務リスクの軽減にもつながることを期待するものです。

ご希望の方は、当会ホームページよりダウンロードできますので是非ご活用下さい。

ホームページアドレス <http://ash-ho.or.jp>



マイナンバー制度が始まります



会社として、従業員の皆様にご理解ご協力頂きたい4つのこと!

1 マイナンバー制度って?!

平成28年1月からスタートする
マイナンバー制度は、日本国内の全ての住民の方のお一人おひとりに異なる12桁の番号を記したマイナンバー(個人番号)が割り当てられ、まずは、**社会保障・税・災害対策**の分野で利用されます。

マイナンバーは、国や地方公共団体が管理する個人情報を同一人の情報であることを、正確かつスムーズに確認するための基礎となり、**社会保障や税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会基盤**となります。

この制度は、「公平・公正な社会の実現」「国民の利便性の向上」「行政の効率化」を目指しています。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

2 10月5日から個人番号の「通知カード」が届きます!

平成27年10月5日から住民票に記されている皆様の住所地にマイナンバー(個人番号)の通知カードが、市区町村から簡易書留で届きます。

届いたら、開封し、次の3つが入っているかどうかを、必ず確認してください。

- ①マイナンバーの「通知カード」、②「個人番号カード」の申請書と返信用封筒、③説明書

「通知カード」には、個人番号(12桁番号)・生年月日・住所・氏名・性別が記されています。

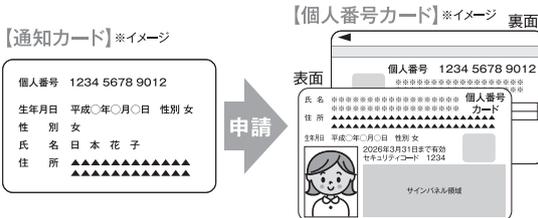
個人番号の「通知カード」は、行政機関等に自分の個人番号を伝える際に、その番号が自分の番号であることの証明として提示したりして使うこととなりますので、大切に保管して下さい。

3 「個人番号カード」を取得するには?

「個人番号カード」は、ご本人の顔写真入りのICチップが搭載されたカードです。

「個人番号カード」を取得するには、マイナンバー通知後に、市区町村に申請することで、平成28年1月以降に市区町村の窓口で、ご本人に交付されます。

申請方法は、①個人番号カードの申請書にご本人の顔写真を貼って返信用封筒に入れて投函する「郵送申請」と、②スマートフォンで顔写真を撮影して所定のフォームからオンラインで申請する「オンライン申請」があります。初回交付の手数料は無料です。



マイナンバー制度の主なスケジュール



4 会社では従業員やご家族の個人番号を用いて税や社会保障の手続きを行います

会社では、平成28年1月以降は、税や社会保障の手続きで、従業員やその扶養親族のマイナンバーを記載する必要があります。

このため、会社では利用目的をお伝えしながら、従業員の皆様から、ご本人と扶養親族のマイナンバーの会社への提出をお願いします。

会社がそのマイナンバーの取得時には、他人のなりすまし等を防止するため、厳格な「本人確認」を行うことが法律で義務付けられています。本人確認には、「身元確認」「番号確認」が必要であると、会社には義務付けられています。

【個人番号カードを持っている場合】

身元確認と番号確認が「個人番号カード」1枚で可能です。

【個人番号カードを持っていない場合】

身元確認は本人の運転免許証またはパスポートなどで行い、番号確認は個人番号通知カードまたは住民票(マイナンバー付き)などで行います。

なお、従業員の皆様が扶養親族のマイナンバーを記載した書類を提出する際は、従業員皆様が扶養親族の本人確認を行っていたできます。

皆様から提出されたマイナンバーを記載した書類等は、法律で義務付けられた特定個人情報の安全管理措置を徹底していきます。

また、保管が不要となった場合、速やかに廃棄・削除を行います。

2015.8.20

公益社団法人 旭川中・東法人会

「連帯感」

(株)日専連旭川

専務取締役 石丸達也



先般、職場内で「野球の試合を計画したので参加しませんか」との誘いがあり、「うちの会社にチームがあったのかな?」と思いながらも、ここ20年近くプレーから遠ざかっていたこともありこれを丁重に辞退し観戦することにした。

8月某日、午後7時過ぎ、カクテル光線が輝き始める中「プレイボール」。ナイターである。相手チームは、当社のお取引先企業で経験者豊富な強豪チーム。試合前から、まさに強豪というにふさわしい練習を行っている。

当方は、経験者少数で、ここ数年キャッチボールすら経験していない者が多く、正直かなり苦戦は免れまいと思っていた。ブルペンでは、当方のエースが投球練習をしている。長年のブランクから多少球速に難はあるものの低めによくコントロールされている、このエースピッチャーがどこまで持ちこたえるかにかかっている。

応援席には、当方の社員、男女含めて20人程度が応援に駆け付けており、特に「日専連女子」は気合を入れまくっている。

先攻は、当方。少しは試合になるのか、まるでダメなのかとの思いの中、試合は開始された。1回の表、簡単に凡退後、相手チームの攻撃、当方エースの落ち着いたマウンドさばきで凡打の山を築き3人で攻守交代。

先制したのは当方だった、1安打ながらも、社内応援団の大声援を背に、相手守備の乱れと機動力?を生かし、3点を先取。当方には、いい風が吹き始めている。「試合にはなる」…と思ったのはこの時だけだった。

2回の裏、四球、失策により無死1・2塁となり、この辺りから雲行きが怪しくなってきた。次打者の飛球をピッチャーが身を挺して抑えたものの無死満塁となり、その後、失策が重なり瞬く間に同点にされてしまい、その後も後続を断つことができず相手打者に本塁打を浴び、この回7点を奪われてしまった。

試合には敗れてしまったが、選手たちは、よく投げ、よく走り、よく守り、持てる力は発揮していたと思うし、なによりベンチに常に笑顔があり、社員の応援を含めて社内の「絆」は深まったと感じる。「連帯感」を盛り上げた、と言う点では、この日の試合は重要なものであった。

今後の、試合予定は聞いてはいないが、勝敗は度外視でまた、応援に駆けつけたいと思っている。

「なつかしい思い出」

(株)二幸本店

顧問 疋崎美子



私は、40年近く飲食業に携わって来ました。

二年程、金融機関に勤めていましたが、営業ではなく一般事務でした。

ですからよくこんなに永くこの仕事を続けてこられたものだと思います。

私の妹も飲食業に嫁いでいましたので、お正月、お祭り、お盆などは、子供を母にあずけ朝から晩までお店で働いていました。

正月は、三日間くらい実家に泊まり込みで私が三人、妹が三人の子供を預けていたのですから、それは、それは、大変だったと思います。朝昼晩の食事からお風呂まで父もまだ勤めていた頃でしたので…

父も休みの日には、子供達の面倒を見てくれました。夏は、大きなビニールプールでみんな裸でスイカを食べたり、冬は、かまくらを造って中で食事をしたり。

夏、日曜の夜は、庭でよく焼肉をしました。

母のつくってくれた漬物や沢山の小さなおにぎりを皆でワイワイと楽しい時を過ごしました。お盆になると、近くの公園で子供盆踊りがあり夕方曲が流れると、ごはんもそこそこに皆飛び出して行きました。

沢山の子どもたちが輪になって浴衣姿も可愛らしく踊っていました。

正月、父母私妹、子供達、それに来客と、十数人の食事は、本当ににぎやかなものでした。

今は、子供達も大きくなりそれぞれ自分のお店で頑張っています。和食、寿司、洋食とちがう内容のお店ですが仲良く助け合いながら営業している事が一番嬉しい事です。

最近皆そろって食事をする事もなくなりました。

今、思い出しても、とても忙しい日々でしたが、あの頃が一番楽しい時代だったのかも知れません。

現在、父91歳母84歳ですが未だにひ孫の面倒を見てくれています。

いつまでも健康でいてくれる事に感謝しています。

経営者のための 法律相談

Q & A



旭川総合法律事務所弁護士 皆川 岳大

Profile 永山南中学校、旭川東高校、北海道大学法学部卒業。地元企業の顧問弁護士業務と医療機関の経営コンサルタント業務のほか、借金問題等の消費者問題にも取り組んでいる。好きなアーティストは長渕剛、吉川晃司。趣味は、居酒屋めぐりとワイン。

裁判員裁判について

Q 最近、毎日、新聞等の報道を見ていると、旭川でも「裁判員裁判」がもう何件も開かれているようですね。裁判員裁判がどのような制度なのか自分で調べてみようと思ひ、尋常小学校のときに使っていた漢和辞典やジャパネットたかたの通販で購入した電子辞書の中に入っている類義語辞典、逆引き広辞苑、ことわざ辞典等あらゆる辞典で調べてみたのですが、見つかることができませんでした。弁護士さんがもしご存知であれば、「裁判員制度」とは、具体的に、どのような制度なのか教えてください。（Kさん・98歳 無職）

A Kさんは、98歳と高齢であるにもかかわらず、毎日、新聞等に目を通されているのですね。私も見習わなければなりません。さて、今回は、裁判員制度の概要についてのご質問です。

「裁判員制度」は、国民から選ばれた6人の裁判員が刑事裁判に参加し、3人の裁判官と一緒に被告人が有罪か、有罪の場合どのような刑にするかを決める制度です。国民が刑事裁判に参加することにより、裁判が身近で分かりやすいものとなり、司法に対する国民の信頼の向上につながることを期待されており、平成21年5月21日から実施されています。

Q 裁判員にはどのような人が選ばれるのですか？もし、私が選ばれたら、年齢からくる体力の衰えから、裁判員としての職責を果たせることができるか不安です。毎朝、通販で購入しているにんにく卵黄を食べてはいるのですが、裁判員裁判のプレッシャーは相当なものではないかと思ひます。

A 裁判員は、衆議院議員選挙の有権者から選ばれます。選挙人名簿の中から裁判員候補者が無作為に選ばれ、裁判員候補者名簿が作成されます。裁判員制度の対象となる刑事事件が起きた場合に、裁判員候補者名簿の中から無作為に担当の裁判員候補者が選ばれることになります。

したがって、Kさんも裁判員に選ばれる可能性はあるということになります。

Q どのような事件が裁判員制度の対象となるのですか。最近、私の妻がスピード違反で捕まって、裁判になるようなので、その事件も裁判員制度の対象になるのか教えてください。

A 裁判員制度の対象となる事件は、裁判員法が定める重大犯罪に関する事件です。具体的には、殺人罪、強盗致死傷罪、傷害致死罪、現住建造物等放火罪、身代金の誘拐罪などの疑いで起訴された事件が対象となります。

したがって、スピード違反のような事件は裁判員裁判の対象にはなりません。

Q そのような重大犯罪の事件の審理をするのであれば、高度な法律知識が必要となるのではないのでしょうか？大正生まれの私が裁判員に選ばれても、ちゃんと責務を果たすことができますか。

A 裁判員が判断の権限を持つのは、①犯罪事実などの認定、②認定した事実の法律へのあてはめ、③有罪の判断及び刑の種類と量の決定の3点です。有罪か無罪かの判断の前提として法律知識が必要な場合は、裁判官から説明されるので、法律知識がなくても大丈夫です。

Q 裁判員になることは辞退できないのですか。

A 原則として辞退することはできませんが、法律や政令が定める以下のような辞退事由に該当する場合には例外的に辞退することができます。98歳のKさんは辞退できますね。

①70歳以上の人

②地方公共団体の議会の議員（ただし会期中に限りです。）

③学生、生徒

④一定のやむを得ない理由があつて、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人（やむを得ない理由としては、例えば、㉠重い病気又はケガ ㉡親族・同居人の介護・養育 ㉢事業上の重要な用務を自分で処理しないと著しい損害が生じるおそれがある㉣父母の葬式への出席など社会生活上の重要な用務がある㉤妊娠中又は出産の日から8週間を経過していない㉥重い病気又はケガの治療を受ける親族・同居人の通院・入院に付き添う必要がある場合等です。）

Q なるほど、なんとなく「裁判員制度」のことがわかりました。もっとも、明日になったら忘れていると思うので、そのときはまた教えてください。

A ご遠慮なく何度でも聞いてください。実際に裁判員として裁判員裁判に参加することになるのは約5000人に1人程度（確率としては、0.02%）といわれています。このような低い確率で裁判員に選ばれることは、とても幸運なことです、裁判員に選ばれた場合には、ぜひ体験してみてください。



旭川ガス住設株式会社

代表取締役社長

山本秀勝氏



天然ガスを通じて快適な生活ラインを発信 安全第一、地域に密着した企業

旭川ガス(株)のグループ企業として、昭和61年4月1日に設立、今年で29年になる。現在8代目でボランティア活動でも活躍しているのが、今回紹介する旭川ガス住設(株)代表取締役社長の山本秀勝氏である。

山本社長は昭和27年1月1日北見市の生まれで血液型O型の63歳、昭和45年3月旭川ガス(株)に入社し営業本部営業部担当次長などを経て、平成20年4月旭川ガス燃料(株)に転籍、同年5月同社常務取締役就任。平成23年4月旭川ガス(株)に転籍となり営業本部副本部長に就任。同年旭川ガス住設(株)の取締役(非常勤)に就任、平成24年5月同社代表取締役に就任し現在に至る。

主な事業内容は、(1)ガス機器、冷暖房空調機器販売。(2)設計施工管理及びメンテナンス(一般住宅、新築、増改築)全般。(3)ガス、設備工事、給水、給湯設備全般並びにガス漏れ警報器の設置。(4)ミネラルウォーター宅配クリクラ販

売及びサーバーメンテナンスを行っている企業。早いもので来年会社が30周年を迎えるということで「従業員一同一丸となってお客様に安心・安全な住宅設備機器を提供しながら真剣に取り組んでまいりたい」と言う。また「平成29年には天然ガス事業が自由化になるので更なる体制づくりを今からしっかりと考えながら取り組んでまいりたい」と言う。

先般会社に取材に伺い名刺交換をさせて戴いた時に名刺を2枚いただきました。当然1枚は会社の名刺でもう1枚が表と裏が印刷されていました。どちらが表なのか裏なのかわかりませんが、仮に表として溪流探検家、溪流同人会会長と書いてありました。お話を伺うと「趣味として、会員16名が所属していて月1回日曜日にやまべ釣りを楽しんでいる。また、川や山を歩くことで楽しみとして、動物との遭遇(熊を見かけることもあるようです)、野

旭川ガス

旭川市4条通16丁目 TEL.(0166)25-3504

鳥との出会いがあり、自然と心が安らいでくるのでストレスをためなく次の日の仕事もファイトで頑張れます」とのこと。

次に裏には“世界一下手な手品師ミスターゼロ”と書かれていました。冒頭でも紹介しましたボランティアでも活躍していることをご紹介します。ボランティアマジック歴7年で190回のショー、年間平均27回強のショーを熟している。仲間と飲んでマジックをしていた時にお客さんから是非老人会でやってもらえないかと言われたのがマジックするきっかけである。現在まで継続できているのは「家族の後押しと全面協力があったから。また、旭川ガスの応援と協力があり、時間と体の許す限り今後も継続していきたい。特に他界した娘が恵まれない子供たちや社会に対し社会貢献の考え方を強く持っていたことが継続のエネルギーになっている」とのこと。主な依頼先は「老人施設がほとんどであるが、小学校、幼稚園、町内児童会、町内老人会、地方も稀に老人施設、老人会」があるとのこと。マジックの種類は「100種以上でまだ未開封のマジックも沢山あり、暇を見ては少しずつ習得しているが、なかなか時間が取れないのが現状」とのこと。ミスターゼロの名前の由来は「幼い頃から人を驚かせたり、悪戯が好きだった。マジックはゼロからのスタートであることと独学であったから」と話す。また、始めた頃はマジックが流行、有名なマジシャンの「ゼロ」にあやかり濁点をつけて「世界一下手な手品師ミスターゼロにした」と語る。

健康法について尋ねた。「奥さんが作った料理は三度三度必ず食べること」。また、体を休めるには十分睡眠を取り明日への活力となる。運動は「仕事で体を動かすことと適度の運動をすること」と言う。それともう一つ「自分の夢を一つ持つことで日々の充実を図り心の健康に

もなる」とのこと。

山本社長は法人会では広報委員会委員に所属し活躍いただいております。最後にマジックを楽しみにしている高齢者のためにも健康に留意され今後のご活躍をご祈念申し上げます。

企業概要

- 設立 昭和61年4月1日
- 所在地 本社：旭川市宮前1条5丁目3556番地の2
支店：江別市野幌末広町38-2
- 資本金 1,200万円
- 従業員 54名
- 内容 ガス工事・ガス機器販売
住宅設備機器の設計・施工・販売 他

雑談・雑学の庭



テレビの“ことば狩り”は面白い

おいしい食べ物を紹介するテレビ番組で、ある芸人さんがこれを食べた後「あー、米が欲しい」と言った。米だって！

『広辞苑』で米を調べた。すると「稲の果実」とある。キミはスズメか？「ご飯が欲しい」とか「メシが食べたい」と言ってもらいたい。

コメンテーターや文化人と称する人たちはよく「すべからく」という言葉を使う。文語的表現でなんとなく使ってみたい気持ちもわかるが、多くが「すべて」の意味で使っているようだ。これは×である。

すべからくは「当然、そうしたほうがいい」とか「ぜひ、そうすべきである」という意味で、「学生はすべからく勉強すべし」がよく例文に紹介されている。

ほかにも間違っって使われている言葉で多いのは「一段落（いちだんらく）」を「ひとだんらく」、「水を得た魚（つお）」を「さかな」、「諸刃の剣（もろはのつるぎ）」を「もろはのけん」など、言い出したらきりが無い。

「諸刃の剣」とは「一方では非常に役立つが、他方では大きな損害を与える危険もある」ということだ。近ごろ話題のマイナンバー制度。これがまさしく「諸刃の剣」の好例と思うよ。

フリーランスライター 藤木 順平

土木・建築用コンクリート製品製造販売
環境資材全般取扱



株式会社 旭ダンケ

代表取締役社長 山下 裕久

本社／旭川市東鷹栖東3条4丁目2163番地
TEL (0166) 57-2011

旭川支店／旭川市東鷹栖東3条4丁目2163番地 TEL (0166) 57-2013

札幌支店／札幌市豊平区月寒中央通1丁目2-14 TEL (011) 851-2345

道東支店／網走郡美幌町字野崎65番地 TEL (0152) 72-3327

東京支店／東京都港区高輪2丁目16-3 TEL (03) 5447-5981
ダンケ高輪ビル

健康問題

『健康なあなたにしか出来ない ボランティア、献血』

北海道赤十字血液センター旭川事業所

事業所長 山上 勇治



はじめに

民間商業血液銀行が預血制度を廃止したことにより、輸血用血液が100%献血由来となったのは1974年（昭和49年）のこと。それから約41年もの間、皆様の善意の献血により多くの尊い命を救うことができました。

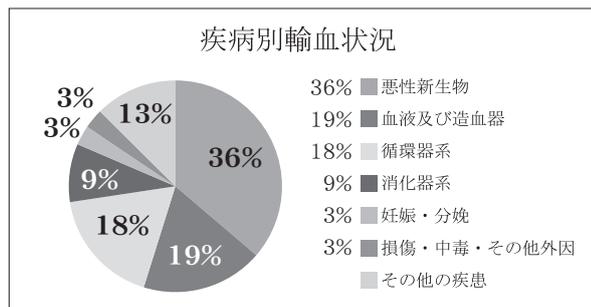
平成26年度は、約27万5千人（北海道）の献血協力をいただき、輸血を必要とする患者さんに血液をお届けすることができました。

血液は、まだ人工的に作ることができず、また、長い期間にわたって保存することも出来ません。

そのため、輸血に必要な血液を、いつでも十分に確保しておくためには、絶えず誰かの血液が必要となります。

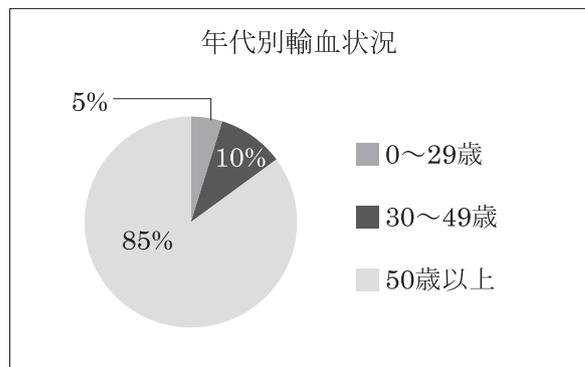
輸血の多くは内科系の手術

輸血と言えば、交通事故等の外因による大量出血や、貧血の治療のイメージが強いかと思いますが、約80%は内科系の手術に使用されます。その中でも悪性新生物（がん）が全体の36%を占めており、日本人の2人に1人が「がん」にかかると言われている現在、血液なしではその治療を行うことができません。



2013年東京都(東京都福祉保険局調べ)

また、年代別にみると約85%は50歳以上の方々に使用されています。

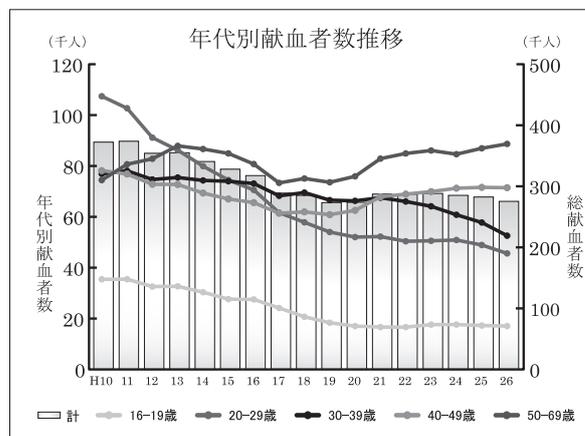


2013年東京都(東京都福祉保険局調べ)

少子高齢化を迎えて

北海道では、1日約760人の献血があり、その内約70%は50歳未満の方となっています。

しかし、10代、20代の若年層の献血者数は減少傾向にあり、少子高齢化が今後ますます進んでいくと、将来の安定供給に支障をきたす恐れがあります。医療機関に安定的に血液を供給するためには、特に若い世代のご理解とご協力が不可欠になります。



年代別献血者数推移

● 400mL献血、成分献血について

人間一人ひとりの血液は、たとえ血液型が同じでも微妙に違っています。このため複数の献血者の血液をあわせて一人の患者さんに輸血するほど、副作用（発熱、発疹など）の可能性が高くなります。400mL献血と成分献血は、200mL献血に比べて献血量が多いことから、少ない献血者からの輸血を可能にし、安全性を向上させる献血の種類と言えます。

そのため、献血いただく方のご意思を優先し、献血によって体調を崩すことのないよう、医師の問診により健康状態について慎重に確認した上で、400mL献血と成分献血のご協力をお願いしています。

● 献血ができるところ

北海道赤十字血液センター旭川事業所では、平日2台の献血バスを旭川市及び近隣市町村に配車し、事業所や街頭などで献血を行っています。

また、平成27年3月に、これまでご愛顧いただいていた西武献血ルームと川端町の献血施設を閉所し、同月、旭川駅前にオープンいたしましたイオンモール旭川駅前店4階に「北彩都あさひかわ献血ルーム」を開設いたしました。

大雪山の自然をイメージしたデザイン、そして木の香りたどよう安らぎの空間で、皆様の善意にお応えできる空間作りをしています。



＜落ち着いた雰囲気のリゾート空間＞



＜広い採血室で、ゆったりと献血いただけます＞

● 献血にご協力いただいた方々へ

献血にご協力いただいた方には感謝の気持ちとして、7項目の生化学検査成績及び8項目の血球数検査成績をお知らせしています。

- ・ALT (GPT)
- ・γ-GTP
- ・総蛋白
- ・アルブミン
- ・アルブミン対グロブリン比
- ・コレステロール
- ・グリコアルブミン (糖尿病関連検査)
- ・赤血球数・ヘモグロビン濃度
- ・ヘマトクリット値
- ・平均赤血球容積
- ・平均赤血球ヘモグロビン量
- ・平均赤血球ヘモグロビン濃度
- ・白血球数
- ・血小板数

これらの検査成績を健康管理に役立てていただき、継続したご協力をお願いしています。

なお、ウイルス検査を目的とした献血はご遠慮いただいております。

● おわりに

全国で、1日に輸血を必要としている方は約3,000人。その尊い命を救うためにも献血はなくてはならないボランティアです。

これからの輸血医療を支えるためにも、献血にご協力をよろしく願いいたします。

献血に関する情報はホームページをご覧ください。

<http://www.hokkaido.bc.jrc.or.jp/>

法定調書提出義務者・源泉徴収義務者となる事業者のための 社会保障・税番号制度の概要

1 社会保障・税番号制度の概要

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。

平成 27 年 10 月から個人番号及び法人番号が通知され、平成 28 年 1 月から順次利用が開始されます。申告書や法定調書などを税務署に提出する方は、これらの税務関係書類に個人番号や法人番号を記載することが必要となります。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

2 個人番号及び法人番号について

個人番号は、12 桁の番号で、住民票を有する国民全員に 1 人 1 つ指定され、市区町村から通知されます。また、住民票を有する中长期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。

法人番号は、13 桁の番号で、設立登記法人などの法人等*に 1 法人 1 つ指定され、国税庁から通知されます。法人の支店・事業所等や個人事業者の方には指定されません。

※ 設立登記法人（株式会社、有限会社、協同組合、医療法人、一般社団（財団）法人、公益社団（財団）法人、宗教法人、特定非営利活動法人等）のほか、国の機関、地方公共団体、その他の法人や団体などに指定されます（詳細は、国税庁ホームページをご覧ください）。

3 事業者が個人番号の提供を受ける場合の本人確認について

法定調書の提出義務者や源泉徴収義務者が、従業員や報酬などの支払を受ける方から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認として、個人番号の確認と身元（実存）確認を行うことが必要となります。

※ 国税分野における本人確認措置については、国税庁ホームページをご覧ください。

本人確認を行う場合に使用する書類の例

- 1 個人番号カード（番号確認と身元（実存）確認）
 - 2 通知カード（番号確認）＋ 運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元（実存）確認）※
- ※ 事業者の方が、写真表示のない身分証明書等により身元（実存）確認を行う場合には、2 種類必要です。

- 個人番号カードとは、本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引換えに交付を受けるカードです。個人番号カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真が表示されます。
- 通知カードとは、個人番号を通知するために、市区町村から送付されるカードで、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されます。



4 税務関係書類を税務署に提出する場合の本人確認について

個人の方が税務関係書類を提出する場合には、税務署で本人確認を行うため、個人番号カード等の本人確認書類の提示又は写しを添付していただく必要があります（郵送により提出する場合は、個人番号カード等の写しを添付していただく必要があります）。

この内容は、平成 27 年 3 月末現在の法令に基づいて作成しています。

源泉所得税に関する事務での取扱い

1 社会保障・税番号制度導入後の主な変更点

申請書、届出書等への個人番号又は法人番号の記載

源泉徴収義務者（給与の支払者等）は、平成 28 年 1 月 1 日以後に提出する申請書、届出書等に、源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

2 源泉徴収義務者が給与所得者から提出を受ける書類の主な変更点

(1) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」への個人番号又は法人番号の記載

源泉徴収義務者は、平成 28 年 1 月 1 日以後、給与所得者から給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号が記載された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける必要があります。

また、この申告書の提出を受けた源泉徴収義務者は、その申告書に自身の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

※ 平成 27 年 12 月以前であっても、給与所得者等の個人番号が記載された「平成 28 年分の給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受けても差し支えありません。

(2) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける場合の本人確認

源泉徴収義務者が給与所得者から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認を行う必要があります（詳しくは、18 ページをご覧ください。）。

なお、源泉徴収義務者が本人確認を行う必要があるのは、個人番号の提供を行う給与所得者本人のみとなります（控除対象配偶者や控除対象扶養親族等の本人確認は、給与所得者が行うこととなります。）。

平成 28 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書						イメージ
所轄税務署長等 京橋	給与の支払者の名称（氏名） 東京国税商事 株式会社	フリガナ あなたの氏名 コノベイ タロウ 国税 太郎	生年月日 45 年 1 月 20 日	世帯主の氏名 国税 太郎	あなたの氏名 国税 太郎	扶養控除等申告書に ついての扶養親族 等申告書の提出 が 必要です。
税務署長 千代田 市区町村長	給与の支払者の法人（個人）番号 9187165432109987	あなたの個人番号 1234567890112	あなたの住所 又は居所 東京都千代田区千代田 1-1-1	あなたの住所 又は居所 東京都千代田区千代田 1-1-1	あなたの住所 又は居所 東京都千代田区千代田 1-1-1	
区 分 等	氏 名 及 び 番 号	給与の支払者の「個人番号又は法人番号」を付記します。	給与所得者の「個人番号」を記載します。	控除対象配偶者や扶養親族の「個人番号」を記載します。		異動月日及び事由 平成 28 年 1 月 1 日 扶養親族等申告書の提出 が 必要です。
控除対象配偶者	国税 花子 234567890123			同上		
子	国税 一郎 345678901234			同上		
子	国税 次郎 456789012345			同上		

※ 「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

※ 平成 27 年 5 月末現在の様式イメージであり、今後変更となる場合があります。最新の情報は、国税庁ホームページをご確認ください。

源泉徴収義務者が提出を受ける書類のうち、受給者が個人番号を記載する書類は「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」のほか、例えば、以下のものがあります。

- ・ 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書
- ・ 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書
- ・ 退職所得の受給に関する申告書
- ・ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

※ これらの申告書についても、提出を受けた源泉徴収義務者は、その申告書に自身の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

法定調書に関する事務での取扱い

1 社会保障・税番号制度導入後の主な変更点

(1) 法定調書への個人番号又は法人番号の記載

法定調書の提出義務者（支払者等）は、平成 28 年 1 月 1 日以後の金銭等の支払等に係る法定調書に、原則として金銭等の支払を受ける方及び支払者等の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

(2) 支払を受ける方から個人番号の提供を受ける場合の本人確認

法定調書の提出義務者が金銭等の支払を受ける方から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認を行う必要があります（詳しくは、18 ページをご覧ください。）。

2 給与所得の源泉徴収票の主な変更点

平成 28 年分 給与所得の源泉徴収票 イメージ

支払を受ける者 住所又は原籍 東京都千代田区 霞ヶ関 3-X-X	受給者番号 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
氏名 株主 コグセイ タロウ 氏名 国税 太郎	氏名 株主 コグセイ タロウ 氏名 国税 太郎
種別 給与 支払金額 6,250,000 給与所得控除後の金額 4,500,000	所得控除の額の合計額 税額
控除対象配偶者 個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 氏名 国税 花子	配偶者の合計所得 控除対象配偶者 個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 氏名 国税 一郎
扶養親族 個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 氏名 国税 次郎	扶養親族 個人番号 氏名
（税務署提出用） 支払者 個人番号又は法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 住所（支所）又は所在地 東京都中央区築地 5-X-X 氏名又は名称 東京国税商事株式会社	（右詰で記載してください） 支払者の「個人番号」又は「法人番号」を記載します。（税務署提出用のみ）

平成 28 年 1 月以後の支払に係る給与所得の源泉徴収票には、太枠で囲った部分のように、給与の支払を受ける方等の個人番号又は法人番号を新たに記載する必要があります。

また、給与所得の源泉徴収票は、現行の A6 サイズから A5 サイズに変更されます。

※ 「個人番号又は法人番号」欄に 12 桁の個人番号を記載する場合は、左側の 1 マスを空けて、右詰めで記載してください。

※ 法定調書とともに提出する法定調書合計表にも提出義務者の個人番号又は法人番号の記載が必要になります。

※ 平成 27 年 5 月末現在の様式イメージであり、今後変更となる場合があります。

法定調書及び法定調書合計表の様式並びに法定調書を光ディスク等により提出する場合のレコード内容等の最新の情報については、国税庁ホームページをご確認ください。

3 支払を受ける方の番号記載の猶予

平成 28 年 1 月 1 日以後の金銭等の支払等に係る法定調書には、支払を受ける方の個人番号又は法人番号の告知を受けてその番号を記載する必要がありますが、所得税法等に告知義務が規定されている一部の法定調書については、個人番号及び法人番号の告知について 3 年間の猶予規定が設けられており、その間告知を受けるまでは個人番号又は法人番号を記載しなくてもよいことになっています（例：特定口座年間取引報告書）。

なお、給与所得の源泉徴収票や、不動産の使用料等の支払調書には猶予規定は設けられていません（猶予規定が設けられている法定調書の一覧については、国税庁ホームページに掲載しています。）。

～法定調書を提出される方で、一定の要件に該当する方は光ディスク等による提出が義務化されています～

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が 1,000 枚以上である法定調書については、平成 26 年 1 月 1 日以降、光ディスク等又は e-Tax による提出が義務化されています。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

法人番号はどなたでも自由に利用可能

- 法人番号は、平成 27 年 10 月から、書面により通知を行うこととしており、例えば、設立登記法人については、番号の指定後、登記上の本店所在地に通知書をお届けします。
 - ※ 設立登記法人が本店所在地の登記の変更手続きを行っていない場合には、変更前の本店所在地に通知書が送付されますので、ご注意ください。
- 法人番号は、個人番号とは異なり、原則としてインターネット（法人番号公表サイト）を通じて公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。公表サイトでは、利用される方にとって使いやすいものとなるよう、公表する3情報（①名称、②所在地、③法人番号）の検索やデータダウンロードを可能とします。
 - 検索などの法人番号の公表機能の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

個人番号・特定個人情報（個人番号を含む個人情報）を取り扱う場合の注意事項

法定調書の提出義務者や源泉徴収義務者は、個人番号を取り扱うこととなりますが、以下の点に注意する必要があります。

1 取得

事業者は、社会保障及び税に関する書類の作成など法令で定められた事務を処理するために必要がある場合に限って、従業員等に個人番号の提供を求めすることができます。

例：事業者は、従業員等の営業成績管理等の目的で、個人番号の提供を求めてはなりません。

2 利用・提供

事業者は、社会保障及び税に関する書類に従業員等の個人番号を記載して行政機関等及び健康保険組合等に提出する場面でのみ、個人番号を利用・提供することができます。

例：社員番号や顧客管理番号としての利用は、仮に社員や顧客本人の同意があってもできません。

3 保管・廃棄

(1) 保管

特定個人情報は、社会保障及び税に関する書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、保管し続けることができます。

例：雇用契約等の継続的な関係にある場合に、従業員等から提供を受けた個人番号は、給与所得の源泉徴収票作成のために、翌年度以降も継続的に利用する必要が認められることから、特定個人情報を継続的に保管することができます。

(2) 廃棄

社会保障及び税に関する書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

4 安全管理措置

個人番号・特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督も行わなければなりません。

例：組織的・人的安全管理措置
個人番号を取り扱う担当者を明確にして、担当者以外が個人番号を取り扱わないようにする。

例：技術的・物理的安全管理措置
特定個人情報が記載された書類を、施錠可能な棚に保管する。
個人番号を取り扱う担当者以外の人は、情報にアクセスできない措置を講じる。

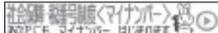
特定個人情報の取扱いについては、特定個人情報保護委員会が作成したガイドラインを踏まえた対応が必要になります。特定個人情報の漏えい・紛失を防ぐために、事業内容や規模に応じて、必要な対応ができるよう準備をお願いします。

◎社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせは・

社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせ

- ・内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- ・マイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル）0570-20-0178（マイナンバー）
※ ナビダイヤルは通話料がかかります。平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く。）

国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報

国税庁ホームページのトップページ上段の  をクリック
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>
最新情報は、随時更新してまいりますので、お知らせコーナーをご覧ください。



全社員が押さえておきたい クレームの基本とツボ

クレームコンサルタント 若山博美

「クレームを直接言う方は、全体の何%いらつしやると思いますか?」。こちらには、私が、いつもクレーム対応研修の始めに、受講者の皆さんへ問いかける質問です。

日本苦情白書の調べによりますと、その答えはおよそ全体の4%といわれています。不快感や不満を感じ

た方が100人いらしやたら、たった4人という結果です。

そのうちの残り96%の人たちのことを、サイレントクレイマーと言いますが、では、なぜ直接クレームを言わないのでしょうか。

- その理由は、
1. 二度とそのお店やサービスを使わないから、もういい。
 2. 時間や手続などかかりそうで面倒くさい。
 3. クレームを言って、更に不快な思いをしたくない。……こんな感じでしょうか!?
- しかし、直接クレームを言わない代わりに、サイレントクレイマーは、次のような行動を取り、自身の不快感や不満を解消するといわれています。
1. 家族や友人に不満の出来事や内容を話す(平均9~10人へ話す)
 2. SNS(フェイスブック・ツイッター・ブログ・LINEなど)を利用して書き込む。
 3. 二度とそのお店や商品

を利用しない、など……。つまり、4%のお客様には弁解や原因のご説明をするチャンスが与えられませんが、96%のお客様には、その機会さえ与えられないという事です。

近年のクレームの傾向と背景

- では、近年のクレームには、どのような背景や傾向があるのでしょうか。
1. 自身の価値観による正当性を主張する人の増加。
 2. 社会的ストレスの種類の増加。
 3. 組織・企業のサービスレベルの差の拡大。
 4. 顧客至上主義による権利の主張。
 5. 対応能力の差の拡大。……などが挙げられます。
- クレームは、お客様の「期待の裏返し」と、よく言われますが、利用者はそのお店やサービス、商品に対して、「どんな美味しいものが食べられるのかな。」とか、「どんなお得なサービスがあるのだろう。」、「スタッフは感じいいかな。」な

ど、利用する前にあれこれ「事前期待」をし、実際に利用したときの「利用実感」により、満足、不満足を感じるわけです。

その事前期待が大きければ大きいほど、利用実感が不満足な場合は、そのギャップの大きさに、人は裏切られた!と、不快感や不満を覚え、その感情から、苦情やクレームが起こるわけです。

では、どんなところに、お客様・利用者は不満を感じるのでしょうか。それが左の表です。

お客様・利用者が不満を覚えるポイント
(週刊ダイヤモンド 感動のサービスより)

1	店員が無愛想	75.9%
2	クレーム対応が悪い	48.6%
3	値段が高い	30.5%
4	品揃えが悪い	29.1%
5	商品に欠陥があった	27.3%
6	商品などの説明をしてくれなかった	26.7%
7	商品に不満があった	26.5%
8	トイレが汚い	25.9%
9	レジなどで長く待たされた	25.3%
10	駐車場が不便	20.6%

遇)に関するものがありま

表でもお分かりの通り、お客様・利用者が不満を感じるポイントの第1位、第2位は、共にソフト面(接客)のクレームです。

しかし、その不満・不快の感じ方や捉え方は、十人十色で、また、それをお店、企業に直接言うか否か、また伝え方も千差万別です。もちろん、中には、言い

がかり、執拗、悪質なクレームもありますので、見極めが必要になります。

クレームをいうお客様、利用者の心情は、大きく分けると2つあります。

まず、1つめは、「この不快な気持ちをどうしてくれるんだ!」という感情的問題、2つめは、「どう解決してくれるんだ!」という現実的問題です。

それも、たった1回でクレームを言う方は、全体の2.1%、2回でクレームを言う方は、1.8%、3回以上になりますと、その確率は75%とぐーんと高くなります。

しかし、3回も嫌な思いや不快感を感じながら、リピーターになって下さるそんな辛抱強いお客様・利用者は、いらつしやるのでしょうか。

つまり、サービス提供者が、お客様・利用者の「不満の声」を、直接聴くことができるのは、氷山の一角。

その氷山の一角の声には、お客様が満足する『貴重なお客様視点のヒント』が、たくさんあるわけです。

それらの大切なヒントに、企業、組織は、「改善の機会」と気づき、耳を傾けていくことが大切なんです。

結果、それが、顧客満足度を上げ、未然防止、再発防止となり、売上アップに繋がっていくわけです。

私は、前職でホテルの管



クレーム 4%
サイレントクレーム 96%

理職として、接客の仕事に携わってききましたが、これまで1,500件以上のクレーム・苦情の対応をしてまいりました。

研修やセミナー等で、あるあるクレーム事例やクレーム件数などのお話をさせていただきますと、皆さん、その内容や件数にとっても驚かれます。

しかし、それは、私どもの対応やサービスが決してレベルの低いものというのではなく、一般企業に比べて、ホテルは年中無休24時間稼働しているということと、

一日平均2000〜2500名(年間約70,000名)のお客様がご利用されるわけですから、その勤続年数と考えれば1,500件という件数は、決して、多い件数ではないことがお分かりいただけると思います。

何よりお客様の小さな声にも、スタッフ全員で耳を傾けてきた結果のクレーム件数だと自負致しております。

クレームの段階

クレームは、すぐに対処できる小さなクレームから、長くこじれてしまう根深いクレームまで、段階があります。

1. サイレントクレーム (見えないクレーム)
 2. 一次クレーム (初期クレーム)
 3. 二次クレーム (発展クレーム)
 4. 三次クレーム (こじれたクレーム)
 5. 四次クレーム (クレーマーのクレーム)
- 上表からもお分かりのとおり、クレームはできるだけ早い段階で、お客様・利用者の小さな声を拾い上げ、できれば、一次クレームの段階で、お客様のご要望やクレームを把握し、的確かつ迅速に解決できるクレーム対応力を身につけておくことが、とても重要になります。
- 上手なクレーム対応の基本手順については、次のとおりです。

【ステップ1】第一印象の

重要性……組織・企業の代表という意識を高く持つ。

【ステップ2】お詫び……ポイントを絞ってお詫びする。

【ステップ3】傾聴……心解理解しながら、話を聴く。

【ステップ4】原因解明と説明……迅速に原因究明する。

【ステップ5】解決策の提示……「何を」「どうするか」

【ステップ6】今後の企業の姿勢……今後の改善について伝える。

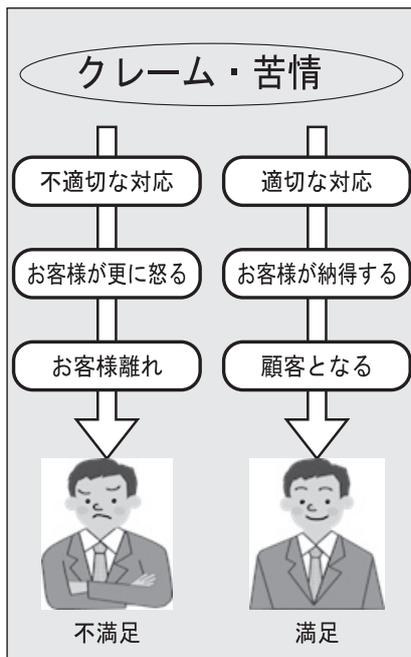
以上、基本手順に沿って、今後の企業の姿勢を示すところまでが、とても重要なポイントとなります。

最後に、「お客様・利用者が満足するポイント」について、ご紹介させていただきますので、ぜひ、従業員の皆様とご確認いただき、

常日頃から顧客満足の向上に努め、いざというときのクレーム対応にお役立ていただけたら、幸いです。

お客様・利用者が満足するポイント (週刊ダイヤモンド 感動のサービスより)

1	店員の挨拶が行き届いている	61.7%
2	質問に丁寧に答えてくれる	57.4%
3	商品の品質が良い	38.9%
4	品揃えが豊富	38.2%
5	クレーム対応が良い	38.0%
6	値段が安い	35.6%
7	ポイントなどの特典が良い	33.6%
8	トイレがきれい	31.4%
9	店員がお客様の名前と顔を覚えている	24.5%



ビジネス社会での「新しい付き合い方」

情報セキュリティ対策 情報漏洩対策



インターネットの発達によって、ビジネスや生活面においても大変便利になりました。

回線速度も早くなり短時間で大量の情報を入手、配信が求められるビジネスの日常業務にとっては今や必要不可欠です。

一方、今年5月に起きた日本年金機構や昨年の通信教育大手の大量の個人情報流出等は記憶に新しいところです。企業にとって情報漏洩は、信用の失墜、顧客離れ、訴訟や賠償により、会社の存続さえ危うくすることになりかねません。今年から導入されるマイナンバー制度や、10年ぶりになる個人情報保護法の改定では、取り扱う情報が少ない企業であっても、対象

となります。

そこで、今回はビジネスでインターネットを利用する際に、不正アクセスを狙ったメールへの対策、情報漏洩を未然に防ぐセキュリティ対策などを中心として解説します。

情報漏洩の80%は内部から起こっている

情報漏洩は、外部から悪意を持ったものが組織・企業を標的に不正にアクセスして会社の機密情報、個人情報などを盗み取る「外部要因」と、会社・組織の従業員・外注業者が意図的もしくは意識することなく情報漏洩してしまう「内部要因」に分けられます。そのうち、情報漏洩の80%は「内部要因」が占めています。

それでは、このような状況の中で、企業としてどのようにして情報漏洩を未然に防ぐか、その対策を見ていきましょう。

ウィルスの感染経路の約90%がeメール経由

外部からの不正アクセスに最も多く用いられるのが、「コンピュータ・ウイルス」による方法です。情報漏洩の事件・事故がメディアで取り上げられる度に登場するので、一度は聞いたことがあるのではないのでしょうか。

このウィルスの感染経路として大半を占めているのが、日常業務で使用しているメールです。その代表的な例が、メールに添付されているファイルを不用意に開封すること

によって、ウィルス・プログラムが実行されて感染してしまいます。このプログラムが実行されてしまうと、パソコン内のファイルが勝手にメールで外部に配信したり、遠隔操作によってIDやパスワードが盗み取られて、社内のパソコンやサーバーに蓄積されている機密情報・個人情報などが漏洩してしまいます。

大半のウィルスは、一度パソコンに感染してしまうと、利用者の意思に関係なく、同じウィルスを登録されている得意先や顧客のメールアドレスに対して配信してしまい、受け取った先から「ウィルス付きのメールが送られて来た」と連絡があるなど、本人が知らぬ間に、加害者になってしまいうケースがあります。

巧妙になってきた手口

以前は、海外からの見知らぬメールアドレスから送信されたものが多く、件名や本文が英語であったり、または不自然な日本語であ

ったので、見た時に怪しいと感じることもできたのですが、最近では手口が巧妙になり、ウィルスに感染した利用者のメールアドレスから「見積りを送ります」、「請求書を送付致します」など、日常のビジネスではありがちなシーンを捉え、しかも、添付されているファイルも「ワード」「エクセル」「PDF」と一見しただけでは、ウィルスとは思われぬものも出始めています。

受け取った方としては、関係者からのメールと思いき、開封して感染してしまう事例が増えています。



ウィルスに感染しないための3箇条

1. 怪しいメールに添付されたファイルは開かない
メールを受け取った、ま

たは、見ただけで感染するウイルスはほとんどありません。

感染するのは、説明した通り、メールに添付されたファイルを開いた時です。怪しいメールに添付されたファイルは開かないことが基本です。

2. ウイルス対策ソフトを導入して最新の状態にしておく

ウイルスの感染を防ぐには、水際での対策が不可欠です。

ウイルスは、メールに添付されたものだけでなく、感染経路としては、ホームページに埋め込まれ閲覧した時に感染する、または、一見便利そうに感じるフリーソフトウェアに仕込まれているケースもあります。インターネットを利用する際は、このような状況にも対応するようにウイルス

《代表的なセキュリティ対策ソフト》
トレンドマイクロ <http://www.trendmicro.co.jp/jp/index.html>
シマンテック <http://www.symantec.com/ja/jp/index.jsp>
マカフィー <http://www.mcafee.com/jp>

対策ソフトを導入しておきましょう。

それでも、「ウイルス対策ソフトを導入していたけれども感染してしまった」と、このような声を聞くことがあります。

この場合、調べてみると大抵ソフトウェアの更新がされていない場合が多く見受けられます。

ウイルスは、世界中のどこかで毎日新しい種類が生み出されていますので、常に最新のファイルに更新しておきましょう。

3. OSやブラウザを最新の状態にしておく

パソコンに搭載されているOS（オペレーティングソフト）の脆弱なところを狙って不正アクセスしてくる場合もあります。

その対策としては、セキュリティ対策ソフト同様に、最新の状態に更新しておきます。

また、もし使っているパソコンがwindowsXPであるならば、既にマイクロソフトがサポートを終了していますので、少なく

ともwindows7以降のOSに入れ替えましょう。

普段、ホームページを閲覧するのに使っているブラウザの脆弱なところを狙ってくるものもありますので、同じく最新の状態に更新しておきましょう。

社内のネットワークに接続されているパソコンのうち、1台でも対策がされていない場合があると、それが原因で侵入される危険性があるので、以上の3箇条を社内徹底することでウイルスの感染を防ぐ対策となります。

情報漏洩「内部要因」への対策

インターネットに繋がる環境であれば、社内だけでなくも作業ができる便利な時代となりましたが、一方、そこには情報漏洩への落とし穴があるということを忘れてはなりません。

ここでは、従業員・外注業者に対して情報漏洩を起させない為のポイントをいくつか説明します。

1. 企業の機密情報、個人

情報を許可無く持ち出さない

最近では、USB等の記録媒体の容量も大きくなり、大量のデータの持ち運びが便利になりました。

しかし、このデータを外に持ち出したところ、紛失、置き忘れ、盗難などの事故が報告されています。

管理者の目の届かないところ、自宅などへのデータの持ち出しは原則禁止としましょう。

2. 私物のパソコンを安易に社内のネットワークに接続しない

社内のネットワークに接続されているパソコンには、セキュリティ対策ソフトが導入されていても、私物のパソコンがウイルスに感染しては情報漏洩のリスクにさらされてしまいます。

接続する場合は、ウイルスに感染していないか、OS、ブラウザは最新のものになっているか、確認して使用しましょう。

3. 個人に割り当てられたID・パスワードを貸与しない

会社では、体制や業務によって職権が与えられています。

それと同様に、それに応じて個人毎にID・パスワードにより、アクセス権限が与えられています。

むやみに個人のIDとパスワードを他の社員に渡すのは、権限を渡すことと同様になるので、十分な配慮が必要です。

4. ソーシャルネットワークで機密情報を流さない

近年、LINE、Facebookなどソーシャルネットワークが、個人・グループでの利用が活発になっています。

しかし、業務情報を共有するには留意しなければなりません。

何故ならば、たとえ非公開グループの設定であっても、グループ内の特定な人が退職し、そのまま、その人からのアクセスが可能な状態となっていた場合は、情報漏洩のリスクを抱えたままとなります。

必ず、グループからアカウントを削除しましょう。

人材を育成する成長企業はここが違う

ジャーナリスト 海部隆太郎

海部隆太郎 (かいべりゅうたろう)

法政大学卒。日本工業新聞社、IT企業の広報部長を経て2009年に独立。企業が抱える幅広い課題取材し、新聞・経済誌などに執筆中。

会社からの業務命令で、数年ごとに社内研修を受けてきた。覚えているのは研修で得た知識ではなく、時間の経過が長く感じた辛さだけ。研修期間が1日のときは問題ないが、年齢とともに宿泊を伴う長期研修が増え、これには閉口した。いつも多忙な時期と重なること、受動的な姿勢であったことが、より負担感を増したからだ。

会社が目的としたのは、中堅社員として必携の知識や業務外の幅広い知識などを身に付けてほしいことであったと思う。当然のことだと感じつつも、上からの押しつけに反発心があった。私が過去に受けてきた研修を全面否定する気はないが、費用対効果は疑問しかない。もしかしたら違う狙いがあったのかも、と今さらながら邪推してしまう。

また、仕事の仕方を教わった記憶がない。どこへ取材に行けばネタが拾えるとか、特ダネはここにある、などという話を先輩記者は言わないし、言えるはずもない。原稿の書き方は、見よう見まねと、怒鳴られながら覚えていく。いわゆるOJTである。

特殊な世界であり、一般の企業ならば仕事の仕方ぐらい先輩社員が教えてくれるのだと思うが、それでも一昔前はOJTが基本であり、今でも中小企業経営者取材するとOJTが中心という会社は意外に多い。

社員が能動的に受講する体制を

創業者が現役で頑張る会社は、強いリーダーシップの下でトップからの指示に社員が対応している。

そこで見られる人材教育の基本は、やはりOJTが中心だ。外部研修は必要最低限。単発のセミナーなどは受講するも、そのほかの研修は不要という経営者の声を聞く。研修にあてる費用と時間があったくないというのが主な理由だ。

ただ、トップが交代すると事情が変わってしまう。指示待ちに慣れてしまった社内体制は簡単には修正できず、挑戦する姿勢が極端に薄まるという。先般、新聞の企画で積極的な経営革新に挑む企業取材した。

関西のある中堅建設会社の2代目社長は、「社員のボトムアップが必要と感じた。幹部社員は経営管理者養成、現場は工場管理者養成、そのほか女性活用など積極的に外部研修を取り入れた。3年かかったが、今では研修に行きたいと言ってくる社員が増え、学び、実践する姿勢が見えてきた」と語る。

研修会社の宣伝ではないが、会社の成長を持続させるためには、人材育成が不可欠であり、そのためには社内ではなく外部の知識を取り入れるべき。大事なことは、それを能動的に学ぶ雰囲気会社が作り出す工夫である。国の機関などの研修を活用すれば、費用負担も少なくなるので調べてみることをお勧めする。

OJTからOFF-JTへ。人材育成の流れは間違いなく変化している。

美味しい「水晶米」を皆様の食卓へお届けします

旭川食糧株式会社

代表取締役社長 佐々木徹雄

本社/旭川市6条通10丁目右1号 Tel 0166-23-6121 札幌支店/石狩市新港西1丁目733-5 Tel 0133-73-2277

<http://www.kyokushoku.co.jp>

失敗から職場の課題が見えてくる

産業カウンセラー 柏木 勇一

柏木勇一（かしわぎ・ゆういち）

1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て現在EAP企業でカウンセラーとして活動。厚生労働省認定産業カウンセラー、日本産業カウンセラー協会認定キャリア・コンサルタント、家族相談士、交流分析士。

ミスを重ね受け止め、抑うつ状態になった真面目な20代

食品メーカーで品質管理担当、20代後半、独身のAさんは生産現場から異動して3年目。仕事熱心で周囲からの信頼も厚く、将来が期待される存在でした。5人チームの作業で、月初めのある日、最終工程でチェックミスをしてやり直しという事態を招きました。出荷が遅れ、チームは周囲から非難の声を浴びました。実はAさんは、おかしいなと作業の流れの変更気づき、仲間に伝えようとしたのですが、集中している仲間の姿を見て何も言えませんでした。

その晩、アパートに帰宅したAさんは「あの時言っておけば」と後悔し、自分ひとりのミスと受けとめました。食事もノドを通らず眠れないまま朝を迎えました。そんな毎日が続いて出社することができなくなり、診療内科を受診。「抑うつ状態」という診断で薬を処方され、2週間休みました。主治医は、休むほどではない、という診断でしたが、みんなに申し訳ない、会いたくない、とAさん自身が短期間の休みを選択したのです。

失敗には「良い失敗」と「悪い失敗」がある

Aさんが陥った「失敗→自责→挫折感」という悪循環は、完璧主義的なAさんの性格も影響していますが、このケースを考えるヒントは、Aさんが気づいた「作業の流れの変更」にあります。チェック工程の順序がこの月から一部変更されていたことがチームには伝わっていませんでした。部長は班長にメールで伝えていたのですが、班長はすっかり忘れていました。小さな変更なので言わなくてもいいだろう、という判断もありました。

もしAさんが、所定のプロセス、規定を無視したり

不注意で失敗した場合は、責められてもやむを得ません。これは「悪い失敗」。言い換えれば予防できる失敗です。

「良い失敗」とは何でしょう。社員が失敗したことによって、会社の体制の不備が明らかになった場合などです。Aさんのケースはこちらに当てはまります。

そして「価値ある失敗」もあります

Aさんの経緯を振り返ってみてください。作業工程の中では大きなことではなくても、現場に的確に伝わっていなかったことから起きた失敗です。避けられない失敗でした。そこからいくつかの教訓が生まれます。①部長から班長へのメールだけでの連絡には元々危険があった②ルールが変わった場合は、直接作業員全員を集めて口頭で伝えることを徹底すべき③幹部が小さな変更と思っても、現場にとっては小さくないなどが指摘できます。Aさんが罪悪感を持つのは現実的ではなく、失敗から学ぶべきことを会社側に示した、という点を忘れてはいけません。失敗は決してなくなりません。その失敗に応じて適切な対応をとることが、組織には求められています。

良い、悪いとふたつに分類しましたが、もうひとつ「価値ある失敗」もあります。Aさんが働く食品メーカーにも言えますが、新商品開発で試供品をいくつか作って顧客に判断してもらうという場合があります。その際、人気がなかった商品は失敗作です。市場には出ないでしょう。しかし、これを繰り返してヒット商品が生まれるのです。長い目で見るとこの失敗には価値があります。職場にとっては業績向上につながる「財産」という見方もできます。失敗した、とパニックにならないで冷静に判断する余裕がほしいですね。

好評発売中
しっとりどろける
おまんじゅう
旭川 生みるく
まんじゅう

くらまる
85円(税込)
6コ箱入 600円(税込)
10コ箱入 960円(税込)

www.robakashitsukasa.co.jp

石蔵の(本店)
丘の上の菓子工房&カフェ
The Sun 蔵
ザ・サンくらんど
旭川プラタナス通り・神楽岡

本店 旭川市神楽岡8条1丁目(旭川プラタナス通り入口) [駐車場完備]
TEL(0166)66-3961・FAX(0166)66-3960
営業時間▶AM8:00~PM7:00(年中無休)

TEL ☎0120-30-3961 FAX ☎0120-40-3960

新入会員です ヨロシク!

この度、当会に入会いただきました新会員の方々をご紹介します。(H27.3.11~H27.9.30)

● 親 会

旭川下水道技術研究会〈非営利団体〉 西地区
〒070-0035 旭川市5条通5丁目左10号 TEL 22-5144
代表者 太田 秀明 FAX 23-7937

(有)井田鉄工所〈特殊産業用機械製造業〉 東鷹栖地区
〒071-8112 旭川市東鷹栖東2条3丁目 TEL 57-2359
代表者 佐藤 大志 FAX 57-0260

(株)Auto Trade 〈自動車小売業〉 北星地区
〒070-0842 旭川市大町2条11丁目173-103 TEL 74-3639
代表者 小松 司 FAX 74-3629

(有)夏井建板〈板金・金物工事業〉 大成地区
〒070-0033 旭川市3条通17丁目右1号 TEL 24-4765
代表者 夏井 一徳 FAX 24-5062

(株)Best&Positive 〈サービス業〉 春光末広地区
〒070-0871 旭川市春光1条9丁目13番14号 TEL 73-6120
代表者 川村 倫央 FAX 73-6130

(有)ランドテック〈土木建築サービス業〉 春光末広地区
〒071-8141 旭川市春光台1条5丁目4番16号 TEL 55-0505
代表者 佐藤 元幸 FAX 55-0505

● 青年部会

(株)稲田米穀店〈米穀類小売業〉 中央地区
〒070-0038 旭川市8条通8丁目左7号 TEL 23-3750
代表取締役 稲田 佳弘 FAX 23-3402

(有)山田商店〈食料品製造業〉 春光末広地区
〒071-8131 旭川市末広1条1丁目6番7号 TEL 51-0731
代表取締役 山田 明成 FAX 51-4733

花いっぱい運動に協力

法人会では社会貢献活動の一環として、国際バーサーロペット交流委員会が実施している青少年文化交流事業の趣旨に賛同し、「花いっぱい運動」に協賛しています。

写真のフラワーポットは7月5日から約1ヶ月間、旭山動物園に設置されました。



ERROR探し



左の2枚の絵を見比べ、7ヶ所の違った部分を探して下さい。どちらかの絵に○印をつけ、ハガキに貼り応募して下さい。住所、企業名、氏名、電話番号を記入のうえ、11月30日(月)(必着)まで

〒070-0043 旭川市常盤通1丁目
道北経済センタービル1階
(公社)旭川中法人会事務局宛

料金不足、封書の方は失格です。正解者から30名様にクオカードをプレゼントいたします。

■作者紹介…神谷一郎(かみや・いちろう)
イラストレーター、デジタルイメージ会員、日本出版美術家連盟会員など。専修大学法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・WEB等で活躍中。第35回集英社YJ新人賞、第51回講談社漫画賞などを受賞。第4回デジタルアートコンテスト佳作。著作に「マニアックサイバー」(グラフィック社刊)。

もっと、もっと快適な明日へ。



株式会社橋本川島コーポレーション

〒070-0832 旭川市旭町2条7丁目12-90

URL: <http://www.hkcorp.co.jp> TEL 0166-55-0001

ISO 14001・9001

事業報告

4月から9月迄開催致しました当会の主な事業についてご報告いたします。

4月 April

- 16日(木) 第10回法人会全国女性フォーラム〈福岡大会〉
- 20日(月) 第1回正副会長会議／第1回理事会
- 21日(火) 青年部会第1回役員会
- 22日(水) 女性部会第1回役員会
- 24日(金) 青年部会幹部会議
- 30日(木) 女性部会幹部会議

5月 May

- 11日(月) 青年部会幹部会議
- 14日(木) 青年部会定時総会／女性部会定時総会／合同懇談会
- 20日(水) 道法連女連協第1回正副会長会議／定時総会
- 25日(月) 通常総会／臨時理事会／税務講話／懇談会
- 29日(金) 道法連青連協第2回正副会長会議／定時総会

6月 June

- 3日(水) 青年部会幹部会議
- 9日(火) 道法連第2回正副会長会議／通常総会／臨時理事会
- 26日(金) 第25回北海道法人会青年の集い〈千歳大会〉／諸会議

7月 July

- 1日(水) 第7回税に関する絵はがきコンクール応募受付開始
- 6日(月) 全国青年の集い北海道大会準備委員会
- 10日(金) 女性部会幹部会議
- 23日(木) マイナンバー制度実務対策セミナー
- 24日(金) 親睦チャリティーゴルフ大会／納涼ビールパーティ

8月 August

- 1日(土) 烈夏七夕まつり
- 10日(月) 第1回広報委員会
- 19日(水) 全国青年の集い北海道大会拡大幹部会議
- 19日(水) 事務局連絡会議
- 21日(金) 女性部会幹部会議
- 24日(月) 役員研修会／名刺交換会
- 27日(木) 女性部会税務研修会／納涼懇談会

9月 September

- 4日(金) 道法連青連協第4回正副会長会議／道北ブロック地区会
- 11日(金) 第52回北海道法人会税制改正提言全道大会〈岩見沢大会〉
- 15日(火) 法人会『おもしろ税ミナ〜ル! 2015』第1回実行委員会
- 29日(火) 税務研修会(マイナンバー制度)



▲青年・女性部会合同による懇談会



▲通常総会の様子



▲全道青年の集い千歳大会



▲納涼ビールパーティの様子



▲女性部会納涼懇談会の様子

明日の地球を考えて地中熱源ヒートポンプの普及に努めています



地質調査業・建設コンサルタント・測量・さく井・温泉掘削

大地コンサルタント株式会社

代表取締役社長 千葉新次

本社：旭川市4条西2丁目1番12号 TEL0166-22-7341
支社：札幌市中央区南16条西12丁目3番17号 TEL011-520-0556
<http://www.daitch.co.jp>

地域逸品

全道に知れわたる『きのこの里』

愛別町のきのこ生産振興の経過

愛別のきのこ類は、昭和47年から生産された「えのき茸」が草分けて、お米の減反政策による所得減少を緩和するために導入され、年々生産量・販売額とも上昇してきました。

えのき茸が導入された動機は、昭和45年から始まった米の生産調整がきっかけで、昭和49年から第2次農業構造改善事業や林業構造改善事業など、全国で初めて「きのこ」を補助事業に取り入れ推進してきました。

その後、昭和55年になめこ・舞茸、昭和57年には全国で初めて生産コストの低減を図るべく培養センター方式を導入、昭和60年より原木椎茸の栽培を開始し、平成5年には生産数、販売額ともにピークとなりましたが、ここから価格の下落が進み厳しい状況になりました。そこでコスト削減と品質及び生産量の安定化を図るため、平成9年には「なめこ培養センター」・平成10年には2つ目の「えのき培養センター」・平成18年には「舞茸培養センター」をそれぞれ導入し、生産量の拡大と実需向きの販売に取り組みました。これらの成果により平成20年は過去最高の販売額となりました。

現在きのこの中で、えのき・なめこの生産量は北海道の約80%、舞茸は約25%を占めており北海道屈指の「きのこの里」です。



愛別町で生産されているきのこの種類とその特徴

①えのき茸

- ・品種はチクマッシュ022（千曲化成）
- ・茎が太めで食感が良く、甘みが強いのが特徴
- ・おいしく食べるには、火を通しすぎないのがコツ

②舞茸

- ・品種はM52号（森産業）※全国では愛別が唯一の産地
- ・茎が多くしっかりした歯ごたえがあり、香りがよいのが特徴
- ・おいしく食べるには、天ぷらや炒め物など食感の良さを味わえるレシピがベスト

③なめこ茸

- ・品種はキノックス008号



- ・傘のヌメリが少なく食感がよいのが特徴
- ・水洗いをしてない「大株なめこ」はヌメリが少なく、歯ごたえ（食感）がよい

④生椎茸（原木栽培）

- ・全国的に作付が減少している原木椎茸
- ・菌床椎茸と比較して歯ごたえがあり、風味が強いのが特徴
- ・菌床よりも焼いても縮みが少なく食感が強く残るので、特に焼き物などがよい

⑤えぞ雪ノ下

- ・北海道では愛別町だけで栽培されている
- ・えのき茸の原種であり、えのき茸以上に食感があるのが特徴
- ・汁物に入れても歯ごたえがあり、だしもできるので、みそ汁などお吸い物によい

⑥きくらげ（試験栽培）

きのこの里フェスティバル

きのこの里フェスティバルは、全道有数のきのこの産地である愛別町のきのこを中心とした町民挙げてのイベントとして、毎年9月に愛別ダム「きのこ里広場」で開催されている。愛別町民は、この日を収穫に感謝して健康を喜ぶ1日ともしている。

きのこの里フェスティバルは毎年9月の第2日曜日に行われる、1万人規模のイベントで、1987年に第1回目をスタートさせた。愛別ダムに隣接する場所で行われ、町内の農業・商工業・公務員・団体職員・自営など様々な分野の有志で組織する「あいべつきのこの里フェスティバル実行委員会」が主催する。このイベントでは、「きのこの里」と呼ばれる愛別町の特産品、きのこをふんだんに使用した汁物や飯など、さまざまなきのこ料理を楽しむことができる。

フェスティバル内で行われる、舞茸・えのき

茸・椎茸・なめこなどきのこ中心のイベントには様々なものがあり、入場券が必要な「きのこ牛肉の食べ放題」、直径3.5mと深さ2mのサイズを誇る大鍋で作るきのこ盛り沢山の「ジャンボきのこ鍋」、愛別町で作られたお米100升分を大釜と薪の火力で炊き上げる迫力の「百姓一揆炊き」と、くいしんぼう大満足の企画で迎えてくれる。また、訪れた人々に抽選でプレゼントが当たる抽選会も実施。会場ではステージも設置され、ジャズバンドのライブや、地元のYOSAKOIソーランに参加したチームなどのイベントが行われている。

その他、きのこはもとより、米や野菜、加工品など愛別町の特産品も販売している。

このイベントは、町内の若者が実行委員として企画し、町内の多くの人の協力で年々盛り上がり、道内有数のイベントに成長した。

この「きのこの里フェスティバルときのこの森」は、平成元年1月に、北海道まちづくり100選に選ばれている。



平成27年4月1日以後開始する事業年度分から、 法人二税の税率等が変更となりました。

◇ 外形標準課税に係る改正

- 1 改正の概要
法人事業税の1/4に導入されている外形標準課税を2年間で1/2に拡大します。
- 2 税率

区 分		平成26年10月1日から 平成27年3月31日まで に開始する事業年度	改正後	
			平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで に開始する事業年度	平成28年4月1日以後 開始する事業年度
所得 割	年400万円以下の所得	2.2%	1.6%	0.9%
	年400万円超800万円以下所得	3.2%	2.3%	1.4%
	年800万円超の所得	4.3%	3.1%	1.9%
地方法人特別税		67.4%	93.5%	152.6%
付加価値割		0.48%	0.72%	0.96%
資 本 割		0.2%	0.3%	0.4%

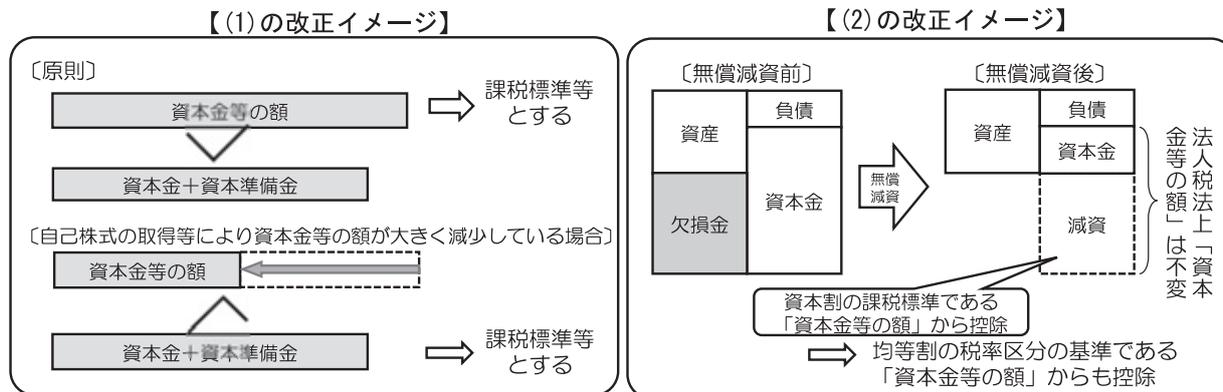
注1 所得割の税率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率。
 2 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得割に係る税率については、軽減税率の適用はありません。

3 雇用、賃上げへの対応及び負担変動に対する配慮

- (1) 雇用、賃上げへの対応
外形標準課税の拡充に際し、賃上げを促進する観点から、法人税の所得拡大促進税制における「控除対象給与等支給増加額」を付加価値割の課税標準の報酬給与額から控除し、増加額に係る付加価値割額を実質的に控除。(赤字法人にも適用)
※ 雇用安定控除との重複の調整等所要の措置を講じます。
- (2) 負担変動に対する配慮措置
外形標準課税の拡充により負担増となる法人のうち、事業規模が一定以下の法人について、2年間に限りこれを軽減する経過措置を講じます。

◇ 全法人（外形標準課税対象法人を含む）に係る改正

- 法人事業税の資本割及び法人道民税均等割の課税標準の見直し
 - (1) 法人事業税の資本割の課税標準及び法人道民税の均等割の税率区分の基準(以下「課税標準等」という。)を原則、従来どおり下記①としつつ、①が②を下回る場合に②とします。
 - ① 法人税法上の「資本金等の額」
 - ② 「資本金」と「資本準備金」の合計額
 - (2) 法人道民税均等割の税率区分の基準である「資本金等の額」について、法人事業税資本割と合わせて、「資本金等の額」から無償減資・資本準備金の取り崩し額(欠損てん補等)を控除するとともに、無償増資の額を加算する措置を講じます。



【法人道民税・法人事業税・地方法人特別税の申告書提出先】

札幌道税事務所 税務管理部 課税第一課

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館2F TEL 011-204-5083

【道税に係る改正についてのお問い合わせ先】

総務部財政局税務課 課税対策グループ TEL 011-204-5062

【税務課ホームページアドレス：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/>】